

仕様書

1. 件名

令和7年度広域的な観光案内拠点及び東京観光案内窓口に係る位置情報を活用した東京観光案内窓口広報用ホームページのオンライン広告実施業務委託

2. 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所

3. 履行期間

令和7年6月4日から令和8年3月31日まで

4. 事業目的

広域的な観光案内拠点及び東京観光案内窓口（以下「観光窓口」という。）について、位置情報を活用した観光窓口広報用ホームページ（以下「広報用 HP」という。）のオンライン広告を実施することで、広報用 HP のアクセス数増加及び旅行者等への観光窓口の認知度向上を図る。

広報用 HP URL: <https://tokyotouristinfo.com/>

5. 委託内容

（1）全体について

受託者は本委託を効果的かつ効率的に履行するため、以下の点に留意すること。

- ア 本事業の実施体制を明確化し、パートナー会社を含め、体制管理を徹底すること。
- イ 委託業務や提案事項について、円滑な調整、確認が行えるよう受託後から報告書提出までの年間業務スケジュールを作成し提出すること。また、履行に当たっては、進捗状況を隨時財団へ確認・報告し、都度修正指示等に従うこと。また、スケジュールが変更になった際は速やかにスケジュールを修正して提出すること。
- ウ 財団が指定する、観光窓口管理運営事業者と連携しながら事業を行うこと。
- エ 業務に当たって、書類の管理や記録など必要な書類・データ管理を行うこと。
- オ 東京の観光産業全体の振興に資するよう、可能な限り、公平かつ専門的な視点で事業を運営すること。
- カ 広告内容は各国の文化、宗教に配慮したものとすること。

(2) オンライン広告の実施

以下の内容にてオンライン広告を作成・実施すること。

ア 実施内容

広報用 HP のアクセス数、観光窓口の認知度向上及び来場者数増を図るため、旅行者の位置情報と連動してモバイル通信端末等にプッシュ型で情報を表示するオンライン広告を実施し、広報用 HP のアクセス数増加及び旅行者等への観光窓口の認知度向上を図ること。

なお、広告媒体については、対象言語ごとに、その概要を次のポイントを選定理由とともに明確にし、選定すること。なお、複数媒体の選定も可とする。

- (ア) 広告媒体：広告方式、広告枠、広報掲出面積、ページネーション等
- (イ) 影響力：リーチ数／広告接触数／サイトアクセス数
- (ウ) 広告対象：国／年齢層／閲覧者層等
- (エ) 広告掲出期間：制作スケジュール、原稿提出日程、日数等

イ デザイン・原稿の制作

(ア) デザイン

上記アで選定した広告媒体に、媒体特性を踏まえてデザイン・原稿を各媒体 5 種類程度作成すること。デザインの制作にあたっては、写真やグラフィックを効果的に用いること。その手配については受託者が行い、著作権料使用料等についても受託者が負担すること。

(イ) 校正

広告媒体ごとに最低 2 回以上、財団の校正を受けること。

(ウ) その他

広告に使用するコンテンツを作成する場合には、その制作も本委託の費用内に含めるものとする。

ウ 広告対象者

訪都旅行中の外国人旅行者等

エ 広告実施期間

令和 7 年 9 月～令和 8 年 2 月（予定）

才 広告実施対象地域

- ① 外国人旅行者が多く訪れる 10 地域（新宿・大久保、銀座、浅草、渋谷、東京駅周辺・丸の内・日本橋、秋葉原、上野、原宿・表参道・青山、お台場及び六本木・赤坂）
- ② その他都内で旅行者が多く集まる地域

カ 対象言語及び翻訳

- (ア) 実施に係る言語は、原則として英語、中国語（繁体字、簡体字）、韓国語に対応することとし、その言語を母国語とする者若しくは同等レベルとする者から監修を受け、閲覧者にとって違和感のない表現とすること。
- (イ) 翻訳にあたっては東京都の定める「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針」(<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/tourism/signs/>)を参照の上、表記の統一を図るとともに、対象国の利用者に向けた適切な表現となるよう、当該言語のネイティブ又は同等の語学力を有する者が、翻訳すること。翻訳した原稿は、当該原稿の翻訳者とは別のネイティブ又は日本語と当該言語のバイリンガル能力を有する者がクロスチェックを行うこと。更に、サイトに原稿を掲載した後のレイアウトを確認し、文字化け、レイアウト崩れ、不適切な改行位置等の不具合があれば、修正すること。
- (ウ) 機械翻訳は不可とする。
- (エ) 翻訳について問題があると財団が判断した場合は、適切に対応すること。

（3）目標設定・分析・効果測定の実施

ア 目標設定

オンライン広告を実施する上で、媒体特性等を踏まえ、より効果的な露出となるよう以下のとおり適切な KPI を設定し、実施すること。なお、他に KPI としてエンゲージメントに関する項目等設定すべきものがあれば、追加で実施すること。

- ・インプレッション数
- ・リーチ数
- ・クリック数
- ・広報用 HP ページビュー数

イ アクセス解析・分析

原則として Google Analytics (GA4) 等を利用して、以下の項目について、アクセス解析を行うために必要な設定を行うこと。

- ・表示回数（総ページビュー）
- ・ユーザー数、ユーザー属性（性別・年齢・国別等）

- ・セッション数
- ・サイトへアクセスした場所（区市町村単位）

ウ 効果測定

上記アの目標設定に対し、媒体やデザインごとの表示回数及びクリック率等について、具体的な効果測定を行い、その結果報告を月に1度行うこと。
効果測定の結果に基づき、効果を高めるにあたり、より効果的な広告手法・頻度等の見直しや追加措置を行い、効果を最適化するための対応をすること。
なお、効果測定の対象期間は、施策開始から令和8年2月28日までとする。（予定）

6. 納品物

受託者は、全ての委託事業終了後に、全体（「5. 委託内容」の内容）をまとめ、以下を作成して提出すること。

（1）報告書 3部

原則として、Microsoft Office（A4版、横書きカラー）で作成すること。

（2）報告書類の電子データ一式（CD-R等） 2部

データについては、全ファイルウィルスチェックの上、CD-R等に保存すること。

また、オリジナルデータの他、PDF形式等編集可能なデータのファイルも作成し提出すること。

7. 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

8. 秘密の保持

受託者は、第7により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

第7により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

9. 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

（1）受託者は、納入物のうち本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ財団の承諾を得た場合はこの限りでない。

- (2) (1) の規定は、受託者の従業員、第 7 の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (3) (1) 及び (2) の規定については、財団が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続する。
- (4) 受託者は、納入物に係る著作権法第 2 章第 3 節第 3 款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、財団に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者が本契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用権、改変権を財団に許諾するものとし、財団は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、財団はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- (5) (4) は、著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利の譲渡も含む。
- (6) 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。
- (7) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、財団の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用を持って処理するものとする。

10. 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

11. 個人情報の保護等

- (1) 「東京観光財団個人情報取扱要領」*を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様書」**に定められた事項を遵守すること。
- また、本委託業務の遂行にあたり 7. により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が本委託業務における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様書」を遵守させること。

<東京観光財団個人情報取扱要領>*

https://www.tecvb.or.jp/jp/kojinjoho_yoryo_20250401.pdf

<個人情報に関する特記仕様書>**

https://www.tecvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyosho_20250401.docx

(2) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」を遵守すること。

<電子情報処理業務に係る標準特記仕様書>

https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi_tokkishiyosho_20250401.docx

また、7.により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても同様に遵守させること。再委託させる事業者は以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

- ① 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証
- ② 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

更に、委託業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、委託業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。

- ① アクセスを許可する情報に係る事項

受託者は、アクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセス方法について、業務着手前に財団から承認を得ること。

- ② システム要件に係る事項

受託者は本委託業務に係るシステム及びネットワークの保守に必要な不正プログラム対策、不正アクセス対策等を行うものとし、使用するソフトウェア（OS、ミドルウェア、データベース、ウィルス対策ソフト等）は、委託期間において、常に最新のセキュリティパッチを適用すること。

- ③ 受託者は、財団又は東京都が実施するセキュリティ診断（リスク評価、脆弱性診断、改ざん検知等）に協力すること。ただし、診断の結果の対応については、別途財団と受託者で協議し決定する。

(3) 電子情報処理業務を行うに当たり、以下の取扱いに留意すること。

- ① 当財団職員を含め、本委託業務の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレスなど
- ② 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスや cookie など）も①と同システムに格納されている場合においては、同様に留意すること。

1 2. 支払方法

受託者への支払は、委託完了届等による財団担当者の検査終了後、受託者からの支払請求書に基づいて委託料を一括で支払うものとする。

1 3. その他

- (1) 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (2) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- (3) 本仕様書に定める委託内容の最終的な履行にあたっては財団と協議のもと進めるこ
と。

連絡先：公益財団法人東京観光財団

総務部ビジターズインフォメーション課

電 話： 03-5579-2675